

## 高校授業料の所得制限の導入に反対する声明

高校授業料の実質無償化は、2010年4月より、実施されてきた。この制度の存続を強く求める。

もともと民主党の2009年の選挙用マニフェストでは、一つは授業料そのものを非徴収とするのではなく有料のままにして、その授業料金額分への補填方式が提案されていた。二つにその補填方式は保護者へ市区町村を介した直接給付方式であった。この方式は、教育バウチャー制度であり、フリードマンが提唱した新自由主義的な教育政策の代表的な手法である。貧富の差の拡大を助長させる教育バウチャー制度は、また実務者レベルでも認定作業等の事務量を拡大させるものであった。

ところが、さまざまな意見を聴取した結果、実施に当たっては補填に関して教育バウチャー方式は断念に追い込まれた。きわめて妥当な判断であった。現在、公立私立高校とも学校への機関補助型の制度として成り立っている。

自民党・公明党の連立政権は、910万円のラインで所得制限を掛けることによって、高所得者層には2014年4月より授業料を徴収し、浮かした財源を私立学校への「就学支援金」の増額と「給付型奨学金」の新設費用に当てるとの見解を示している。このような拙速な動きに対して、全国都道府県教育長協議会会長・全国都道府県教育委員長協議会会長連名の意見書、そして全国知事会の意見書による申し入れが行われている。

所得制限を入れた制度はもはや高校授業料の実質無償化とは言えないものである。日本政府がようやく留保を解除した「国際人権A規約」13条2(b)にある中等教育の「無償教育の漸進的な導入」に逆行するものである。現政権によって理由として述べている貧富の差の格差解消の措置は、高校授業料の無償化とは別途実施すべきものであり、予め財源的な限定を設けて再配分するのは政策的な欺瞞である。

さらに、授業料への補填方式も、民主党が構想して問題として排除された教育バウチャー方式が検討されている。この補填方式は市町村業務の所得証明作業及び支給事務と公立学校事務の所得確認と収納事務を新たにもたらず。にもかかわらず、世界でもまれな教育バウチャー方式を再検討している意図には、高校のみならず義務教育諸学校に対しても導入の足がかりとしての実績づくり、あるいは私学助成制度の変更等にも及ぶものと推察できる。

公教育計画学会理事会は、高校授業料の所得制限の導入に断固として反対するとともに、補填方式の教育バウチャー制度への変更に対しても、強く異議を述べるものである。

2013年9月3日

公教育計画学会理事会